

2020年4月28日

日 本 銀 行

「新型コロナウイルス感染症にかかる企業金融支援特別オペレーション
における貸付対象先の選定に関する細目」の一部改正について

日本銀行は、「新型コロナウイルス感染症にかかる企業金融支援特別オペレーション基本要領」の一部改正（2020年4月27日決定）に伴い、「新型コロナウイルス感染症にかかる企業金融支援特別オペレーションにおける貸付対象先の選定に関する細目」（2020年3月17日決定）を別紙のとおり一部改正し、本日から実施することとしましたので、お知らせします。

以 上

<本件照会先>

金融市場局市場調節課（03-3277-0055）

「新型コロナウイルス感染症にかかる企業金融支援特別オペレーションにおける貸付対象先の選定に関する細目」中一部改正

- 題名を「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーションにおける貸付対象先の選定に関する細目」に改める。

- 1. を横線のとおり改める。

1. 趣旨

この細目は、新型コロナウイルス感染症対応にかか~~る~~る企業金融支援特別オペレーションに関する事務手続の明確化を図る趣旨から、「新型コロナウイルス感染症対応にかか~~る~~る企業金融支援特別オペレーション基本要領」（令和2年3月16日付政委第12号別紙1.）に規定する貸付対象先（以下「対象先」という。）の選定を行うために必要な事項を定めるものとする。

- 2. を横線のとおり改める。

2. 対象先の選定基準等

対象先の選定に当っては、「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先の選定に関する細目」（平成29年1月31日決定）に基づいて選定された共通担保資金供給オペレーション（全店貸付）の貸付対象先~~および株式会社日本政策投資銀行から~~、対象先となることを希望する先を公募し、その公募に応じた先を選定するものとする。